

新座市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する要領

(平成21年4月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 物品の購入の契約
- (2) リース又はレンタルの契約
- (3) 建物の管理業務の委託の契約
- (4) 設備又は機器の保守又は点検業務の委託の契約
- (5) その他業務の委託（新座市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要領（平成21年4月1日市長決裁）第1条に掲げる業務の委託を除く。）の契約

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 資格審査 この要領で定める競争入札の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (3) 資格者名簿 新座市建設工事等入札参加資格者名簿をいう。
- (4) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、基準として定める日をいい、その日は、申請時において直近の決算日（決算手続が終了している日付のもの）とする。

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第6項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

(資格審査の実施)

第4条 資格者名簿に登載されている者が登録期間の満了により新たに行う資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。

2 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種について新たに資格審査を受けようとする

る場合の資格審査は、毎年度1回以上実施するものとする。

- 3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、新座市ホームページに掲載する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたる者は、資格審査を受けることができる。この場合において、受付時期は、市長が指定するものとする。
- 5 資格審査は、別表に定める業種ごとに行うものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。ただし、市長が特に必要があると認める者については、この限りでない。
 - (1) 令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - (2) 新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第13条（同規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 第13条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
 - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
 - (5) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
 - (6) 申請日前1年分の新座市に係る法人市民税又は住民税の未納がある者
- 7 営業に関し必要な許可、登録、届出等の手続を経ていない者は、当該営業に係る業種の資格審査を受けることができない。
- 8 次に掲げる場合は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
 - (1) 一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更しようとする場合
 - (2) 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合
 - (3) その他市長が別に定める場合
- 9 第6条の規定により代理人を置く場合において、本店及び代理人を置く営業所が、同じ業種について資格審査を受けることはできない。営業所ごとであっても、同様とする。

（資格審査申請）

第5条 資格審査の申請をしようとする者は、新座市入札参加資格審査申請書に

次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人に限る。）
- (2) 身分（元）証明書（個人に限る。）
- (3) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- (4) 法人市民税の納税証明書（法人で新座市内に事業所があり、1事業期間を経た事業者に限る。）
- (5) 住民税の納税証明書又は非課税証明書（個人で申請日の前年の1月1日に新座市内に住民票がある者に限る。）
- (6) 財務諸表
- (7) 営業経歴書
- (8) 申請業種に係る営業に関し必要な許可、登録、届出の証明書
- (9) 誓約書
- (10) その他市長が定める書類

2 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

（代理人）

第6条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とすること。

（資格審査）

第7条 市長は、資格審査基準日における次に掲げる項目を審査するものとする。

- (1) 売上額
- (2) 資本金の額
- (3) 従業員の数
- (4) 営業期間

（資格審査結果の公表）

第8条 市長は、前条の規定による資格審査の結果を、契約事務担当課において閲覧に供するものとする。

（資格者名簿への登載）

第9条 市長は、第7条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

（参加資格の有効期間）

第10条 参加資格の有効期間は、次に定めるところによる。

- (1) 第4条第1項に定めるところにより資格審査を受けた者 資格審査を実施

した年度の翌年度の初日から2年間

(2) 第4条第2項及び第4項に定めるところにより資格審査を受けた者 資格を認定した日から前号の規定により資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日まで

2 第12条第1項又は第2項による再審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、再審査時における有効期間の残存期間とする。

(変更等の届出)

第11条 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに別に定める関係書類を添えて、書面により市長に届け出なければならない。

(1) 次に掲げる事項に変更が生じたとき。

ア 商号又は名称

イ 住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

ウ 法人の代表者

エ 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名

オ 代理人

カ 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

キ 代理人の役職名又は氏名

ク 登録印鑑

(2) 第4条第6項第1号に該当する者となったとき。

(3) 死亡（法人においては解散）したとき。

(4) 営業停止命令を受けたとき。

(5) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

(6) 営業に関し必要な許可、登録等の更新又は失効があったとき。

(7) 金融機関に取引を停止されたとき。

(8) 代理人の設置又は廃止その他契約締結権限を変更しようとするとき。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

(10) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

(参加資格の再審査)

第12条 第4条第8項の規定にかかわらず、相続、合併、分割又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に別に定める関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

2 第4条第8項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に別に定める関係書類を添えて、再審査の申請を行うことができる。

(資格者名簿からの抹消)

第13条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第6項第1号、第2号又は第4号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。

- (1) 第11条第1項（第1号、第4号及び第5号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が資格者名簿に登載されている業種についてその営業を廃止したとき、又は当該名簿からの抹消を申し出たときは、その者を当該業種について当該名簿から抹消するものとする。

(資料提出等の請求)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、この要領に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(委任)

第15条 この要領に定めるものを除くほか、様式の作成その他の物品等競争入

札参加者の資格等に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施し、同日以後に第11条に規定する参加資格の有効期間が開始となる者について適用する。

附 則（平成23年1月11日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成23年4月1日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成28年8月9日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成28年10月5日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（平成30年8月31日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和元年12月2日市長決裁）

この要領は、令和元年12月14日から実施する。

附 則（令和3年2月24日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

別表（第4条関係）

業種区分表

大分類	業種名称
販売	事務用品
	OA・パソコン
	電気・通信
	学校・保育用品
	音楽用品
	運動用品
	医療・保健・衛生用品
	介護・福祉用品
	厨房用品
	防災・防犯用品
	写真
	自動車
	機械器具
	図書
	医薬外薬品
家具	

	室内装飾
	衣料・寝具・靴
	看板・標識
	燃料
	贈答品
	選挙用品
	雑貨
	建設資材
	上下水道資材
	園芸・造園用品
	その他物品販売
印刷・製本	印刷・製本
リース・レンタル	リース・レンタル
業務委託	建物管理
	保守点検
	検査・測定・調査
	情報処理
	その他業務委託
その他	その他